SMBC (CHINA) NEWS
No.21-30
2021.9.26

国務院、市場主体登記管理条例を公布
企業法人・個人事業主などの登記制度を統一化

国務院は、2021 年 8 月 24 日、≪中華人民共和国市場主体登記管理条例≫（中華人民共和国国務院令第 746 号、以下、本条例）を公布しました。本条例は、2022 年 3 月 1 日より施行されます。

従前、企業法人・パートナーシップ企業・個人事業主など（以下、市場主体）の登記管理は、個別の規定で管理されており、登記内容・手続方法なども異なっていました。本条例は、これらの市場主体に対する登記管理制度の統一化を図ったものです。

本条例は、市場主体の登記に関する登記事項・手続き・監督管理・法的責任などを規定しました。また、申請書類の簡素化などの登記手続きの利便性向上のほか、経営困難による休業制度の新設、虚偽の登記に対する措置なども明確化しました。

＜市場主体登記管理制度の概要＞

総則

- 市場主体
  - 中国国内の営利を目的として経営活動に従事する下記の自然人・法人・非法人組織
    1. 会社（公司）・非会社（公司）企業法人、その分支機構
    2. 個人独資企業・パートナーシップ企業、その分支機構
    3. 農民専業合作社（連合社）、その分支機構
    4. 個人事業主
    5. 外国の会社の分支機構
    6. 法律・行政法規の規定するその他市場主体
- 登記の義務と種類
  - 市場主体は、本条例に基づく登記が必要で、未登記での市場主体名義による経営活動は不可
  - 登記の種類は、設立登記、変更登記、抹消登記
- 登記手続きの改善
  - 登記機関は、現場での手続き完了・手続きの一括完了・手続きの期限内完了などの制度を推進し、集中手続き・最寄り地での手続き・オンライン手続き・隔地での手続きを実現させ、利便性を向上
- 監督管理措置
  - 市場主体は、国家関連規定に基づき年度報告・登記関連情報を公示
  - 登記機関は、市場主体の信用リスク状況に応じて級別分類監督管理を実施
  - 虚偽の資料または事実隠蔽による登記が認定された場合、登記機関が市場主体登記を抹消
  - 上記により抹消された市場主体について、その直接責任者は、抹消日より 3 年以内は再申請不可

登記内容

- 登記機関への登記事項

一般登記事項	・名称 ・主体の類型 ・経営範囲 ・住所または主要経営場所 ・登録資本または出資額 ・法定代表人・事務執行パートナーまたは責任者の姓名
その他	・上記の規定のほか、さらに下記の内容も登記

市場主体	登記内容
会社（公司） 非会社企業法人	・有限責任公司の株主・株式有限公司の発起人・非会社企業法人の出資者の姓名または名称
個人独資企業	・投資家の姓名および住所
パートナーシップ企業	・パートナーの名称または姓名・住所・責任引受方式
個人事業主	・経営者の姓名・住所・経営場所

- 登記機関への備案事項
  - 以下の事項は、登記機関に備案が必要、かつ備案事項変更の際も変更決議・決定備案または法定の変更事項の発生日より 30 日以内に備案が必要
    1. 定款またはパートナーシップ協議
    2. 経営期限またはパートナーシップ期限
    3. 有限責任公司の株主または株式有限公司の発起人の払込引受出資額、パートナーシップ企業のパートナーの払込引受または実際払込出資額・払込期限・出資方式
    4. 会社の董事・監事・高級管理人員
    5. 農民専業合作社（連合社）のメンバー
    6. 経営に参加している個人事業主の家族の姓名
    7. 市場主体登記に関する連絡者・外商投資企業の法的書類の送付・受取人
    8. 会社・パートナーシップ企業などの市場主体のすべての受益者
    9. 法律・行政法規の規定するその他事項

- 留意点
  - 市場主体の名称は、申請者が法に基づき自主的に申告し、一つのみ登記可
  - 一ヵ所の住所または主要経営場所のみ登記可
  - 市場主体の登録資本または出資額は、払込登記制を実行し、人民元で表示
  - 経営範囲は、一般経営項目・許可経営項目に区分
  - 経営範囲内に登記前に法に基づき批准が必要な許可経営項目がある場合、市場主体は、登記申請時に関連批准文書を提出

設立登記・変更登記・抹消登記の手続き

- 設立登記
  - 市場主体は、実名登記を実行し、以下の資料を提出のうえ登記機関に申請
    1. 申請書
    2. 申請者の資格書類・自然人の身分証明書
    3. 住所または主要経営場所の関連書類
    4. 会社・非会社企業法人・農民専業合作社（連合社）の定款またはパートナーシップ企業のパートナーシップ協議
    5. 法律・行政法規および国務院市場監督管理部門が提出を規定するその他資料
  - 申請資料が完全で法定の形式に合致している場合、登記機関が確認のうえ、その場で登記
  - 登記機関が法に基づき登記した場合、営業許可証を発行、発行日が市場主体の設立日
  - 分支機構を設立する場合、分支機構の所在地の登記機関への登記申請が必要
- 変更登記
  - 変更登記は、変更決議・決定日、または法定の変更事項の発生日より 30 日以内に登記機関への申請が必要
  - 市場主体の経営範囲の変更が、法に基づく批准が必要な場合、批准日より 30 日以内の申請が必要
  - 市場主体の住所または主要経営場所の変更が登記機関の管轄区を跨ぐ場合、転入前に、転入地の登記機関への申請が必要
- 抹消登記
  - 市場主体は、解散・破産宣告、またはその他の法定の事情により経営活動を終了する場合、法に基づき登記機関への抹消登記を申請
  - 抹消登記前に法に基づき清算しなければならない場合、清算グループは、設置日より 10 日以内にメンバー・責任者リストを国家企業信用情報公示システムを通じて公告し、清算終了日より 30 日以内に登記機関に抹消登記を申請
- 簡易抹消登記
  - 市場主体に債権・債務が未発生、または債権・債務の返済が完了しており、返済費用・従業員の賃金・社会保険料・法定の補償金・税金（滞納金・罰金）が未発生または清算済みであり、かつ全投資家が上述の状況の真実性に対する法的責任を書面にて承諾している場合、簡易抹消登記を適用可
  - 市場主体（個人事業主を除く）は、承諾書・抹消登記申請書を国家企業信用情報公示システムを通じて公示し（公示期間：20 日間）、異議がない場合、公示期限到来日より 20 日以内に抹消登記を申請

その他

- 営業許可証
  - 営業許可証は、正本と副本に分かれ、同等の法的効力を有する
  - 電子営業許可証は、紙ベースの営業許可証と同等の法的効力を有する
- 休業制度
  - 自然災害・事故災難・公共衛生事件・社会安全事件などの原因により経営上の困難に陥った場合、市場主体は、一定期間の休業を自ら決定可能
  - 市場主体は、休業前に従業員と法に基づき労働関係処理などの関連事項を協議
  - 休業は事前に登記機関への備案が必要で、休業期限は最長 3 年

以　上

ご照会先

上海本店
上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心11階
TEL：86-(21)-3860-9000

- **上海浦西出張所**
  上海市長寧区興義路8号
  上海万都中心12階 1、12、13号
  TEL：86-(21)-2219-8000

- **上海自貿試験区出張所**
  上海市浦東新区世紀大道100号
  上海環球金融中心15階15T21室
  TEL：86-(21)-3860-9000

瀋陽支店
瀋陽市瀋河区青年大街1号
市府恒隆広場16階1606室
TEL：86-(24)-3128-7000

北京支店
北京市朝陽区光華路1号
北京嘉里中心北楼16階1601号室
TEL：86-(10)-5920-4500

天津支店
天津市和平区南京路189号
津匯広場2座12階
TEL：86-(22)-2330-6677

蘇州支店
蘇州市高新区獅山路28号
蘇州高新国際商務広場12階
TEL：86-(512)-6606-6500

- **蘇州工業園区出張所**
  蘇州市蘇州工業園区
  蘇州大道西2号　国際大厦16楼
  TEL：86-(512)-6288-5018

- **常熟出張所**
  常熟市高新技術産業開発区
  東南大道33号　科創大厦8楼
  TEL：86-(512)-5235-5553

- **昆山出張所**
  昆山市前進東路399号
  台協国際商務広場2001-2005室
  TEL：86-(512)-3687-0588

杭州支店
杭州市下城区延安路385号
杭州嘉里中心2幢5階
TEL：86-(571)-2889-1111

広州支店
広州市天河区珠江新城華夏路8号
合景国際金融広場12階
TEL：86-(20)3819-1888

深圳支店
深圳市福田区中心四路1号
嘉里建設広場2座23階
TEL：86-(755)-2383-0980

重慶支店
重慶市江北区慶雲路1号
国金中心T1弁公楼20階単元1、15-18
TEL：86-(23)-8812-5300

大連支店
大連市西崗区中山路147号
申貿大厦4楼-A室
TEL：86-(411)-3905-8500

SMBC (CHINA) NEWS バックナンバー

SMBCホームページの当NEWSバックナンバーに掲載しております。
http://www.smbc.co.jp/hojin/international/global_information/smbccnrep.html

三井住友銀行(中国)有限公司のWeChat公式アカウントには、当NEWSのほか、各種情報を随時発信しております。右記QRコードより、アクセスください。

当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律･会計･税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。
万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。